学び直し支援金支給対象要件確認フロー図（単位制の高等学校等）

※所得要件については合致していることを前提とする。

現在の学校に入学する前に、他の高等学校等を卒業・修了したことがある。

- はい → **対象外**　※高等学校等を卒業・修了した方は、学び直し支援金の対象外です。
- いいえ ↓

現在の学校に入学前に、学校を中途退学したことがある。

- いいえ → **対象外**　※同一の学校で就学支援金を受給し終えた方が、当該学校で引き続き学び直し支援金を受給することはできません。
  ※転校等した場合、転校先の学校で学び直し支援金の支給対象となります。
- はい ↓

現在、就学支援金の新制度の受給権者である。
又は、受給権者であった。

- いいえ → **対象外**　※就学支援金の新制度の受給権者であったことがない（平成25年度以前に入学した）方、旧制度の受給権者であった方は学び直し支援金の対象となりません。
- はい ↓

他県等で学び直し支援金を既に１２月（定時制通信制の場合は２４月）受給している。
もしくは、単位制高等学校等については、既に学び直し支援金を受給したことがあり、その際学び直し支援金の支給対象単位数上限に達した。

- はい → **対象外**　※学び直し支援金の最大支給期間は１２月（定時制・通信制の場合は２４月）です。
  ※単位制高等学校等については、既に学び直し支援金援金を受給したことがあり、その際学び直し支援金の支給対象単位数上限に達した場合は、対象外になります。
- いいえ ↓

再入学等した一の単位制高等学校等における以下の単位数を合算して７４単位までが支給対象となります。
ｉ）卒業に必要な単位として認定を受けた単位数
ⅱ）就学支援金の支給対象単位数
ⅲ）学び直し支援金の支給対象単位数
※当該単位制高等学校等において就学支援金の支給がない（ⅱの単位数が存在しない）場合、ｉ及びⅲの単位数を合算して７４単位までになります。
※学び直し支援金の支給対象単位数上限は全支給期間を通算して７４単位までです。ⅲの値とすでに受給した学び直し支援金の単位数とを合計して７４単位を超える場合は、７４単位に達するところまでが支給対象単位になります。
※本整理は再入学等した都度確認する必要があります。

学び直し支援金の支給対象単位が１単位以上である。 ↓

①申請時点の当年度の履修登録単位数が就学支援金の残支給単位数を超える場合。
※令和３年度・４年度に履修を開始した単位を除き、支給対象単位数は就学支援金と学び直し支援金とを合算して年間で３０単位まで。
②就学支援金の残支給月数が１１月以下の場合。

- 対象 ↓ はい
  ①の場合 ⇒ 履修開始年月から学び直し支援金の支給対象
  ②の場合 ⇒ 就学支援金の支給終了の翌月から学び直し支援金の支給対象
  ①、②どちらもあてはまる場合 ⇒ 日付が早い方から学び直し支援金の支給対象
- いいえ ↓
  ①もしくは②の条件を満たした際に支給対象になります。

学び直し支援金の支給対象単位が０単位である。 ↓

③就学支援金の残支給月数が１１月以下であり、単位の履修期間より就学支援金の残支給月数のほうが短い場合

- 対象 ↓ はい
  ③の場合 ⇒ 就学支援金の支給終了の翌月から学び直し支援金の支給対象
- いいえ ↓
  ③の条件を満たした際に支給対象になります。